

第2款 旅行開始前または使用開始前の乗車変更の取扱い

(乗車券変更)

第121条 普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始前または使用開始前にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券から同種類の他の乗車券に変更（この変更を「乗車券変更」という）をすることができる。

2. 乗車券変更の取扱いをする場合は、原乗車券類に対するすでに収受した旅客運賃と変更する乗車券に対する旅客運賃と比較し、不足額は収受し過剰額は払い戻しをする。この場合、原乗車券が割引のものであって、その割引が実際の乗車する区間に対しても適用のものである時は、実際の乗車する区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率旅客運賃によって計算する。